

## 放課後児童クラブの状況について

### 1 放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

#### (1) 趣旨・目的

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る。

#### (2) 沿革

昭和39年 留守家庭児童の保護育成のための教室開設  
 平成10年 児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として規定  
 平成27年 子ども・子育て支援新制度の開始により市町村事業となる

#### (3) 制度内容

①施設設置 各児童クラブが確保  
 ②実施形態 運営委員会等に委託

28年度当初 88クラブ

・地区社会福祉協議会 71クラブ  
 ・社会福祉法人 17クラブ

### 2 現在の状況

#### (1) クラブの規模

規模の分布

児童数(人)	10～20	21～40	41～60	61～80	81～100	100超	計
クラブ数(カ所)	6	18	32	20	9	3	88

(2) 開設場所 児童館、民間物件の借り上げ、小学校(余裕教室)など

(3) 開設日 年末年始、日曜、祝日以外(土曜含めて年間250日以上)

(4) 開設時間  
 ・授業日 放課後 ～ 概ね18時  
 ・休業日 概ね9時 ～ 概ね18時

(5) 利用料金 各児童クラブが設定し徴収(平均 約8,500円)

(6) 職員 放課後児童支援員を配置(「児童の遊びを指導する者」の有資格者)

### 3 課題

#### (1) 待機児童の発生

クラブ数と児童の受入状況の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
クラブ数(カ所)	80	82	83	84	88
児童数(人)	3,808	3,924	4,165	4,489	4,791
待機児童数(人)	0	0	0	0	105

#### (2) 今後の対応

- ①定期的に調査し、ニーズを把握
- ②各種の支援制度の積極的な活用を推進
- ③分割や新設の推進

### 4 各種支援制度

#### (1) 施設整備費補助 補助限度額を引き上げ(H27～)

- ①新設800万円 → 1,000万円
- ②修繕200万円 → 250万円

#### (2) 必要職員数に応じた委託料交付

児童数、支援員配置基準の改定

クラブ単位

↓

支援の単位(クラス)

概ね40人以下でクラブ内に複数設ける

#### (3) 加算制度

複数障害児受入加算(H22～)、長期休業補助員加算(H25～)  
 開所時間延長支援(H27～)、ひとり親家庭支援(H28～) など

#### (4) 処遇改善(H27～28年度の2カ年)

(H26) (H27) (H28)  
 @130,000円/月 → @133,000円/月 → @137,100円/月  
 行政職1級9号 1級10号 1級11号